

投票の方法

特例郵便等投票の請求後、選挙管理委員会からは以下のものが送られてきます。

1)投票用紙、2)内封筒、3)外封筒、4)ファスナー付き透明ケース、
5)返信用封筒、6)手続方法の資料

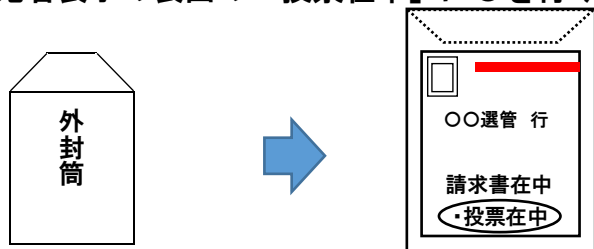
- ①投票用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名を記載してください。
一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ②記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



- ③外封筒を、更に選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、宛名表示を貼り付けた上で、当該宛名表示の表面の「投票在中」に○を付けてください。



- ④返信用封筒を、更に選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面にアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等（患者ではない方）に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください（忘れず速やかに投かんしてください）。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用（出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用）をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています（特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条）。